

最高裁秘書第4201号

令和元年8月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、
下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

第72期司法修習生等に対する採用のための勧誘行為自粛に関して、最高裁
が日弁連と協議した際に作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

平成30年12月13日付け（同月14日受付）

2 答申番号

令和元年度（最情）答申第25号

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）